

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 21 日 作成

法 令 名：道路交通法	
根 拠 条 項：第95条の 2 第11項	
処 分 の 概 要：免許証の交付	
原権者（委任先）：京都府公安委員会	
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条の 9（免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請）、第21条の10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第29条の 2 の 3 の 2（更新された免許証の交付等）及び第31条の 4 の 3（他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに伴う免許証の交付）	
審 査 基 準：（判断基準が「法律の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）	
標 準 処 理 期 間：交通部運転免許試験課においては 1 日、警察署交通課においては 3 週	
申 請 先：	
京都市内、向日町、宇治、城陽、八幡又は田辺の各警察署の管轄する区域に住居を有する者	交通部運転免許試験課免許申請係又は同課試験係
上記の区域以外に住居を有する者	交通部運転免許試験課免許申請係若しくは同課試験係又は木津、亀岡、南丹、綾部、福知山、舞鶴、宮津若しくは京丹後の各警察署の交通課
問 合 せ 先：交通部運転免許試験課免許申請係（電話075-631-5181 内線243）又は同課試験係（電話075-631-5181 内線222）	
備 考：	